



宮 崎 県 公 報

平成26年 5 月29日 (木曜日) 第 2594 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	頁
○水源地域の区域の案の縦覧…………… (環境森林課) 1	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 3	
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 4	
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (“) 5	

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (証・鑑・敷録課) 5	
○地図及び簿冊の認証 (6 件) …………… (農村計画課) 5	
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 6	

○土地改良区連合の定款変更の認可…………… (農村整備課) 6	
○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 6	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 6	

選挙管理委員会告示

○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出…………… 7	
○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 8	
○資金管理団体の指定取消の届出…………… 10	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 10	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 11	

内水面漁場管理委員会指示

○漁業法に基づく指示…………… 11	
--------------------	--

告 示

宮崎県告示第 351号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成26年 5 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
26年-12	映画	HAPPY ISLAND	キョカワプロダクション	平成26年 5 月22日
26 -13	映画	特務課の女豹 からみつく陰謀	国沢組 <オービー映画>	
26 -14	映画	婚前診断 欲求みだれ撃ち	森山組 <大蔵映画>	
26 -15	映画	いんらんな女神たち ~目覚め~	小山、永井組 <オービー映画>	
26 -16	映画	挑発ウエイトレス おもてなしC a f e	竹洞組 <オービー映画>	
26 -17	映画	濡れた愛人 グンと突きあげて	深町組 <新東宝映画>	
26 -18	映画	ドスケベ坊主の絶倫生活	関根組 <オービー映画>	
26 -19	映画	メビウス (原題) MOEBIUS	キングレコード (韓国)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 352号

宮崎県水源地域保全条例（平成26年宮崎県条例第4号）第9条第1項の規定により、水源地域を指定したいので、同条第3項の規定により、水源地域の区域の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該区域の土地所有者等及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、縦覧に供された案について、宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 水源地域の区域の案

市町村	水源地域の区域
宮崎市	生目、池内町、糸原、浮田、瓜生野、大瀬町、加江田、鏡洲、柏原、金崎、島之内、下北方町、長嶺、新名爪、広原、細江、田野町乙、田野町甲、佐土原町上田島、佐土原町下田島、佐土原町下那珂、佐土原町西上那珂、佐土原町東上那珂、高岡町飯田、高岡町内山、高岡町浦之名、高岡町小山田、高岡町上倉永、高岡町紙屋、高岡町五町、高岡町下倉永、清武町池田台、清武町池田台北、清武町今泉、清武町加納、清武町木原及び清武町船引
都城市	庄内町、関之尾町、豊満町、夏尾町、御池町、美川町、安久町、吉之元町、山之口町富吉、山之口町花木、山之口町山之口、高城町有水、高城町石山、高城町大井手、高城町四家、山田町中霧島、山田町山田、高崎町江平、高崎町大牟田、高崎町東霧島、高崎町縄瀬、高崎町笛水及び高崎町前田
延岡市	石田町、稲葉崎町、浦城町、追内町、大峽町、大野町、尾崎町、鹿狩瀬町、鹿小路、上伊形町、上三輪町、川島町、熊野江町、桑平町、神戸町、桜ヶ丘、佐野町、須佐町、須美江町、夏田町、檜山、平田町、祝子町、舞野町、宮長町、妙町、行藤町、無鹿町、安井町、北方町板上、北方町板下、北方町うそ越、北方町上崎、北方町上鹿川、北方町川水流、北方町三ヶ村、北方町椎畑、北方町下鹿川、北方町菅原、北方町滝下、北方町早上、北方町早中、北方町早日渡、北方町藤の木、北方町二股、北方町檜峰、北方町美々地、北浦町古江、北浦町三川内、北川町川内名及び北川町長井
日南市	油津、板敷、伊比井、大窪、春日町、上方、楠原、隈谷甲、酒谷乙、酒谷甲、下方、西弁分（大字西弁分に限る。）、平野、宮浦、吉野方、西町、岩崎、木山、瀬西、園田、梅ヶ浜、乙姫町、北郷町大藤、北郷町北河内、北郷町郷之原、南郷町谷之口、南郷町津屋野及び南郷町榎原
小林市	北西方、堤、水流迫、東方、細野、真方、南西方、須木内山、須木下田、須木鳥田町、須木中原、野尻町紙屋、野尻町東麓及び野尻町三ヶ野山
日向市	塩見、富高、日知屋、細島、東郷町下三ヶ、東郷町坪谷、東郷町八重原迫野内、東郷町山陰乙、東郷町山陰己、東郷町山陰庚、東郷町山陰甲、東郷町山陰辛、東郷町山陰丁、東郷町山陰丙及び東郷町山陰戊
串間市	秋山、市木、大納、大平、大矢取、崎田、都井、西方及び本城
西都市	荒武、岩爪、岡富、尾八重、加勢、片内、鹿野田、上揚、上三財、清水、寒川、下三財、銀鏡、茶臼原

	、調殿、妻、藤田、童子丸、中尾、八重、平郡、穂北、右松、南方、三納、三宅及び山田
えびの市	内堅、浦、榎田、大河平、岡松、小田、亀沢、坂元、島内、昌明寺、末永、大明司、西川北、西長江浦、原田、東川北、東長江浦、向江及び柳水流
三股町	樺山、長田及び宮村
高原町	後川内、蒲牟田、西麓及び広原
国富町	木脇、三名、竹田、深年、本庄、八代北俣及び八代南俣
綾町	入野、北俣及び南俣
高鍋町	南高鍋及び持田
新富町	新田
西米良村	板谷、小川、上米良、越野尾、竹原、村所及び横野
木城町	石河内、川原、椎木、高城及び中之又
川南町	川南
都農町	川北
門川町	庵川、加草、門川尾末及び川内
諸塚村	家代及び七ツ山
椎葉村	大河内、下福良、不土野及び松尾
美郷町	西郷小原、西郷田代、西郷立石、西郷山三ヶ、南郷上渡川、南郷鬼神野、南郷中渡川、南郷神門、南郷水清谷、南郷山三ヶ、北郷宇納間、北郷黒木及び北郷入下
高千穂町	岩戸、押方、上岩戸、上野、河内、五ヶ所、田原、三田井及び向山
日之影町	岩井川、七折、見立及び分城
五ヶ瀬町	鞍岡、桑野内及び三ヶ所

2 水源地域の区域の案の縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県中部農林振興局、宮崎県南那珂農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県児湯農林振興局及び宮崎県東臼杵農林振興局

(2) 縦覧の期間

平成26年5月29日（木曜日）から平成26年6月11日（水曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

3 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

宮崎県環境森林部環境森林課

(2) 提出期限

平成26年6月11日（水曜日）

宮崎県告示第 353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
日 向 市	大谷尻谷川	09- 206- 1 - 016	土 石 流
	本谷谷川11	09- 206- 1 - 043	土 石 流
	本谷谷川11 -新①	09- 206- 1 - 043 新①	土 石 流
	本谷谷川12	09- 206- 1 - 044	土 石 流
	秋留谷川 1	09- 206- 2 - 016	土 石 流
	秋留谷川 2	09- 206- 2 - 017	土 石 流
	亀崎東谷川 2	09- 206- 2 - 032	土 石 流
	亀崎東谷川 3	09- 206- 3 - 032	土 石 流
	西 草 場	I - 1 - 1117	急傾斜地の崩壊
	大王町- 1	I - 1 - 3412	急傾斜地の崩壊
	大王町- 2	I - 1 - 3415	急傾斜地の崩壊
	大王町 2 - 新①	I - 1 - 3415-新①	急傾斜地の崩壊
	大王町 2 - 新②	I - 1 - 3415-新②	急傾斜地の崩壊
	大王町- 3	I - 1 - 3416	急傾斜地の崩壊
	大王町- 3 -新①	I - 1 - 3416-新①	急傾斜地の崩壊
	大王町- 4	I - 1 - 3417	急傾斜地の崩壊
	大王町- 4 -新①	I - 1 - 3417-新①	急傾斜地の崩壊
	大王町- 5	I - 1 - 3430	急傾斜地の崩壊
	西草場- 1	I - 1 - 3432	急傾斜地の崩壊
	西草場- 3	I - 1 - 3434	急傾斜地の崩壊
大王町- 6	I - 1 - 3436	急傾斜地の崩壊	
大王町- 7	I - 2 - 0233	急傾斜地の崩壊	
大王町- 7 -新①	I - 2 - 0233-新①	急傾斜地の崩壊	
大王町- 7 -新②	I - 2 - 0233-新②	急傾斜地の崩壊	
大王町- 8	II - 1 - 6366	急傾斜地の崩壊	
大王谷- 2	II - 1 - 6369	急傾斜地の崩壊	
大王谷- 3	II - 1 - 6370	急傾斜地の崩壊	
西草場- 4	II - 1 - 6391	急傾斜地の崩壊	
西草場- 7	II - 1 - 6394	急傾斜地の崩壊	
西草場- 8	II - 1 - 6395	急傾斜地の崩壊	
中 野 - 1	II - 1 - 6425	急傾斜地の崩壊	
中 野 - 2	II - 1 - 6426	急傾斜地の崩壊	
中 野 - 3	II - 1 - 6427	急傾斜地の崩壊	
中 野 - 4	II - 1 - 6428	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
日 向 市	亀崎東谷川 2	09- 206- 2 - 032	土 石 流
	亀崎東谷川 3	09- 206- 3 - 032	土 石 流
	西 草 場	I - 1 - 1117	急傾斜地の崩壊
	大王町- 1	I - 1 - 3412	急傾斜地の崩壊
	大王町- 5	I - 1 - 3430	急傾斜地の崩壊

西草場-1	I-1-3432	急傾斜地の崩壊
西草場-3	I-1-3434	急傾斜地の崩壊
大王町-8	II-1-6366	急傾斜地の崩壊
大王谷-2	II-1-6369	急傾斜地の崩壊
大王谷-3	II-1-6370	急傾斜地の崩壊
西草場-4	II-1-6391	急傾斜地の崩壊
西草場-7	II-1-6394	急傾斜地の崩壊
西草場-8	II-1-6395	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所へ備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 355号

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第11号)第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	売りさばき をする場所	売りさばき 人の名称	
宮崎市大字 恒久字今井 手 878-2 宮崎県交 通安全協会 宮崎南分室 内	一般財団法 人宮崎県交 通安全協会	宮崎市大字 恒久字今井 手 878-2 宮崎県交 通安全協会 宮崎南分室 内	一般財団法 人宮崎県交 通安全協会	平成26年 4月1日
宮崎市阿波 岐原町前浜 4276-5 宮崎県総合 自動車運転 免許センタ ー内		宮崎市錦本 町4番8号 宮崎県交 通安全協会 宮崎北交通 安全協会内		
宮崎市高岡 町飯田 252 宮崎県交 通安全協会 高岡地区交 通安全協会 内		宮崎市阿波 岐原町前浜 4276-5 宮崎県総合 自動車運転 免許センタ ー内		
日南市中央		宮崎市高岡		

通1丁目9 番地1 宮 崎県交通安 全協会日南 地区交通安 全協会内	町飯田 252 宮崎県交 通安全協会 高岡地区交 通安全協会 内
串間市大字 西方3914の 1 宮崎県 交通安全協 会串間地区 交通安全協 会内	日南市中央 通1丁目9 番地1 宮 崎県交通安 全協会日南 地区交通安 全協会内
都城市東町 4街区17号 宮崎県交 通安全協会 都城地区交 通安全協会 内	串間市大字 西方3914の 1 宮崎県 交通安全協 会串間地区 交通安全協 会内
北諸県郡三 股町大字宮 村2944-3 都城運転 免許センタ ー内	都城市東町 4街区17号 宮崎県交 通安全協会 都城地区交 通安全協会 内
小林市堤29 36番地 宮 崎県交通安 全協会小林 地区交通安 全協会内	北諸県郡三 股町大字宮 村2944-3 都城運転 免許センタ ー内
えびの市大 字原田 119 番地 宮崎 県交通安全 協会えびの 地区交通安 全協会内	小林市堤29 36番地 宮 崎県交通安 全協会小林 地区交通安 全協会内
西都市小野 崎2丁目16 番地 宮崎 県交通安全 協会西都地 区交通安 全協会内	えびの市大 字原田 119 番地 宮崎 県交通安全 協会えびの 地区交通安 全協会内

児湯郡高鍋町大字持田3406-1 宮崎県交通安全協会高鍋地区交通安全協会内	西都市小野崎2丁目16番地 宮崎県交通安全協会西都地区交通安全協会内				指定を取り消した売りさばきをする場所	指定を取り消した売りさばき人の名称	指定取り消し年月日
延岡市愛宕町3丁目45番地3 宮崎県交通安全協会延岡地区交通安全協会内	児湯郡高鍋町大字持田3406-1 宮崎県交通安全協会高鍋地区交通安全協会内				宮崎市錦本町4番8号	一般財団法人宮崎北交通安全協会	平成26年3月31日
延岡市大貫町1丁目28番34 延岡運転免許センター内	日向市鶴町2丁目1番13号 宮崎県交通安全協会日向地区交通安全協会内				日向市鶴町2丁目1番13号	一般財団法人日向地区交通安全協会	平成26年3月31日
西臼杵郡高千穂町大字三田井1200-1 宮崎県交通安全協会高千穂地区交通安全協会内	延岡市愛宕町3丁目45番地3 宮崎県交通安全協会延岡地区交通安全協会内						
	延岡市大貫町1丁目28番34 延岡運転免許センター内						
	西臼杵郡高千穂町大字三田井1200-1 宮崎県交通安全協会高千穂地区交通安全協会内						

宮崎県告示第 356号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年5月12日	特定非営利活動法人遊人会	吉野 光則	宮崎県宮崎市高千穂通1丁目5番1号 コートハイブリッジパート 1 1F	この法人は、高齢者、障害者、児童等が安心して過ごせる地域社会を実現するために、複数の事業所が連携し、その地域でのニーズの高い福祉事業を行い、もって宮崎県の福祉の増進に寄与することを目的とする。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成23年10月1日から平成26年3月4日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字風田の一部
- 4 認証年月日
平成26年5月20日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成23年10月1日から平成26年3月4日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字上塚田の一部
- 4 認証年月日
平成26年5月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成23年10月1日から平成26年3月4日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市大字宮浦の一部
- 4 認証年月日
平成26年5月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成21年10月1日から平成24年3月12日
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字奈留の一部
- 4 認証年月日
平成26年5月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称
串間市
- 2 地籍調査を行った期間
平成19年12月1日から平成24年3月12日
- 3 地籍調査を行った地域
串間市大字高松の一部
- 4 認証年月日
平成26年5月20日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称

国富町

- 2 地籍調査を行った期間
平成24年6月1日から平成26年2月20日
- 3 地籍調査を行った地域
国富町大字八代北俣、大字八代南俣の各一部
- 4 認証年月日
平成26年5月20日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、新富土地改良区（新富町）から平成26年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第30条第 2 項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）から平成26年4月8日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、小林東部第 1 地区県営土地改良事業（小林市、畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年5月29日から平成26年6月26日まで
- 3 縦覧場所
小林市役所経済土木部農業振興課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。

平成26年5月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（目的：路面性状）
・MMSによる画像データ・レーザー点群データ計測

2 作業地域

宮崎市内一円

3 作業期間

平成26年5月19日から平成26年5月30日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 設立届

○その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小林未来クラブ	山口 史 晃	山口 節 子	小林市駅南47番地	平成26年3月6日
門川町の明日を創る会	岩 切 真 之	神 崎 千 香 子	東臼杵郡門川町中須2丁目9番5	平成26年3月11日
みやざき改革21	外 山 千 草	吉 田 利 正	宮崎市小松台南町6-13	平成26年3月13日
松山やすゆき後援会	平 原 峰 生	松 山 雅 則	宮崎市大字本郷南方 355	平成26年3月27日
外山よしのり後援会	外 山 良 則	外 山 良 則	宮崎市高岡町高浜 790番地2	平成26年3月27日
鉄心会	中 村 鉄 兵	大 西 浩 二	宮崎市中村西2丁目3番28号	平成26年4月2日
e a r t h m a t e	渡 邊 健 太	渡 邊 裕 理	串間市大字市木2498-1	平成26年4月18日
甲斐けさふみ後援会	川 辺 芳 光	合 澤 啓 貴	西臼杵郡高千穂町大字三田井1963番地	平成26年4月24日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党田野支部	会 計 責 任 者	栗 原 俊 朗	永 井 平	平成26年3月25日
自由民主党北川支部	会 計 責 任 者	矢 野 光 一	高 木 益 夫	平成26年3月31日
自由民主党美郷町支部	主たる事務所の所在地	東臼杵郡美郷町西郷田代611-2	東臼杵郡美郷町西郷区田代8782	平成26年4月10日
	代 表 者	甲 斐 秀 徳	太 田 穰	
自由民主党日向支部	主たる事務所の所在地	日向市日知屋 16350-4 都ハイッ 101号	日向市日知屋 16351-3	平成26年4月15日
自由民主党宮崎県第二選挙区支部	主たる事務所の所在地	日向市日知屋 16350-4 都ハイッ 101号	日向市日知屋 16351-3	平成26年4月15日
自由民主党高岡支部	主たる事務所の所在地	宮崎市高岡町下倉永 704-1	宮崎市高岡町内山 295-4	平成26年4月24日
	代 表 者	蔵 田 広 英	兼 森 義 廣	
	会 計 責 任 者	内 村 健 久	有 岡 浩 一	

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
宮崎県幼児教育振興連盟	代 表 者	野 崎 一 也	菊 池 武 志	平成26年3月6日
宮崎県民主教育政治連盟	代 表 者	下 原 政 広	井 野 元 正 信	平成26年3月17日
	会 計 責 任 者	谷 口 博 次	下 原 政 広	
岩井はじめ後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市橘通西4丁目2番23号	宮崎市船塚1丁目110番地	平成26年3月20日
輝く「新小林を創る会」	主たる事務所の所在地	小林市細野3794-4	小林市細野 220番地	平成26年3月20日
	代 表 者	川 畑 春 重	海 老 原 隆 文	
脇谷のりこ夢ネットワーク	会 計 責 任 者	前 田 哲 弘	脇 谷 尚 美	平成26年3月20日

宮崎成山会	代 表 者	久 島 時 夫	中 山 成 彬	平成26年3月24日
かりの保夫後援会	代 表 者	狩 野 敬 志	狩 野 宗 敏	平成26年3月27日
中川義行後援会	会 計 責 任 者	堀 内 玲 子	益 田 康 一	平成26年3月31日
全国小売酒販政治連盟宮崎県支部	主たる事務所の所在地	宮崎市江平東町6-11・2階	宮崎市原町3-14リバー タウン原町1階	平成26年4月2日
高野良文後援会	会 計 責 任 者	高 野 絵 梨 子	高 野 啓 子	平成26年4月4日
江藤拓後援会	主たる事務所の所在地	日向市日知屋 16350-4 都ハイツ 101号	日向市日知屋 16351-3	平成26年4月7日
田尻敏行後援会	代 表 者	田 尻 佳 美	磯 部 泰 嗣	平成26年4月7日
	会 計 責 任 者	田 尻 佳 美	東 野 正 仁	
新風会	会 計 責 任 者	山 田 友 子	山 本 憲 二	平成26年4月8日
野辺修光後援会	代 表 者	城 光 也	山 田 敏 三	平成26年4月8日
日向地区建設業政治連盟	会 計 責 任 者	浜 本 和 樹	黒 田 禮 三 郎	平成26年4月10日
上田みとし後援会	会 計 責 任 者	吉 田 育 三 郎	上 田 敏	平成26年4月11日
宮崎県商工政治連盟	会 計 責 任 者	高 崎 み な み	長 友 重 紀	平成26年4月14日
近藤けい子後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市清武町船引 313-10	宮崎市大橋 1丁目 1	平成26年4月21日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高千穂を愛する会	田 中 義 了	田 中 義 了	西臼杵郡高千穂町大字三田井1377-5	平成26年3月14日
外園三千男後援会	外 園 三 千 男	森 川 勝 善	えびの市大字原田1395-3	平成26年3月24日
堀川ようすけ後援会	堀 川 容 佑	堀 川 容 佑	西臼杵郡高千穂町大字田原 120番地	平成26年3月25日
長友敏宏後援会	花 堂 俊 彦	川 越 政 利	宮崎市田野町乙 11297	平成26年3月27日
村岡賢蔵後援会	木 下 哲 朗	福 島 勉	東諸県郡国富町大字森永2969	平成26年3月27日
森重政名後援会	丸 目 久 男	森 重 ヒロ子	都城市鷹尾1丁目27-9-32	平成26年3月27日
上村久三後援会	松 田 博 信	匹 田 進 一	串間市大字南方4315	平成26年3月31日
県南を元気にする会	谷 口 義 幸	清 水 史 隆	日南市中央通2丁目9-10	平成26年3月31日
谷口義幸後援会	石 元 厚	清 水 史 隆	日南市中央通2丁目9-10	平成26年3月31日
飯干辰己後援会	後 藤 貴 人	甲 斐 寛 治	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9474番地	平成26年4月3日
神野源生後援会	永 友 護	井 上 康 文	児湯郡木城町大字高城3795	平成26年4月4日

宮崎県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成26年5月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

(その他の政治団体)

政治団体の名称 高千穂を愛する会

報告年月日 平成26年3月14日

(平成25年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年收入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成26年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年收入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 外園三千男後援会

報告年月日 平成26年3月24日

(平成25年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	4,725円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	4,725円	(1) 収入総額	98,826円
イ 本年収入額	0円	ア 前年繰越額	98,826円
(2) 支出総額	4,725円	イ 本年収入額	0円
2 収入・支出の内訳		(2) 支出総額	7,445円
(2) 支出の内訳		2 収入・支出の内訳	
ア 経常経費	4,725円	(2) 支出の内訳	
ウ 備品・消耗品費	4,725円	ア 経常経費	7,445円
合 計	4,725円	ウ 備品・消耗品費	7,445円
		合 計	7,445円
政治団体の名称	堀川ようすけ後援会	(平成26年分)	
報告年月日	平成26年 3 月25日	1 収入・支出の総額	
(平成25年分)		(1) 収入総額	91,381円
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	91,381円
(1) 収入総額	42,419円	イ 本年収入額	0円
ア 前年繰越額	42,411円	(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額	8円		
(2) 支出総額	42,419円	政治団体の名称	上村久三後援会
2 収入・支出の内訳		報告年月日	平成26年 3 月31日
(1) 収入の内訳		(平成25年分)	
カ その他の収入	8円	1 収入・支出の総額	
10万円未満の収入	8円	(1) 収入総額	0円
合 計	8円	ア 前年繰越額	0円
(2) 支出の内訳		イ 本年収入額	0円
ア 経常経費	42,419円	(2) 支出総額	0円
ウ 備品・消耗品費	42,419円	(平成26年分)	
合 計	42,419円	1 収入・支出の総額	
政治団体の名称	長友敏宏後援会	(1) 収入総額	0円
報告年月日	平成26年 3 月27日	ア 前年繰越額	0円
(平成25年分)		イ 本年収入額	0円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	0円
(1) 収入総額	0円	政治団体の名称	県南を元気にする会
ア 前年繰越額	0円	報告年月日	平成26年 3 月31日
イ 本年収入額	0円	(平成25年分)	
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	
政治団体の名称	村岡賢蔵後援会	(1) 収入総額	982,529円
報告年月日	平成26年 3 月27日	ア 前年繰越額	256,513円
(平成25年分)		イ 本年収入額	726,016円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	940,440円
(1) 収入総額	96,176円	2 収入・支出の内訳	
ア 前年繰越額	96,176円	(1) 収入の内訳	
イ 本年収入額	0円	ア 個人の負担する党費又は会費	126,000円
(2) 支出総額	58,200円		3人
2 収入・支出の内訳		イ 寄附	600,000円
(2) 支出の内訳		ウ 寄附	600,000円
イ 政治活動費	58,200円	ア 個人からの寄附	600,000円
ウ 組織活動費	58,200円	カ その他の収入	16円
合 計	58,200円	10万円未満の収入	16円
政治団体の名称	森重政名後援会	合 計	726,016円
報告年月日	平成26年 3 月27日	[寄附の内訳]	
(平成25年分)		ア 個人からの寄附	
		谷口義幸	600,000円
		小 計	600,000円
			宮崎県日南市

<p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費 440円</p> <p> (ウ) 備品・消耗品費 440円</p> <p>イ 政治活動費 940,000円</p> <p> (オ) 寄附・交付金 940,000円</p> <p>合 計 940,440円</p> <p>政治団体の名称 谷口義幸後援会 報告年月日 平成26年3月31日 (平成25年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 1,262,608円</p> <p> ア 前年繰越額 122,587円</p> <p> イ 本年収入額 1,140,021円</p> <p>(2) 支出総額 1,188,789円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>イ 寄附 1,140,000円</p> <p> (ア) 寄附 1,140,000円</p> <p> a 個人からの寄附 200,000円</p> <p> c 政治団体からの寄附 940,000円</p> <p>カ その他の収入 21円</p> <p> 10万円未満の収入 21円</p> <p>合 計 1,140,021円</p> <p>[寄附の内訳]</p> <p>ア 個人からの寄附</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">谷口義幸</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">200,000円</td> <td style="width: 20%;">宮崎県日南市</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">200,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>ウ 政治団体からの寄附</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">県南を元気にする会</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">940,000円</td> <td style="width: 20%;">宮崎県日南市</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">940,000円</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 経常経費 965,789円</p> <p> (イ) 光熱水費 48,207円</p> <p> (ウ) 備品・消耗品費 375,386円</p> <p> (エ) 事務所費 542,196円</p> <p>イ 政治活動費 223,000円</p> <p>1 取消届</p> <p>○その他の政治団体</p>	谷口義幸	200,000円	宮崎県日南市	小 計	200,000円		県南を元気にする会	940,000円	宮崎県日南市	小 計	940,000円		<p>(ア) 組織活動費 49,800円</p> <p>(イ) 選挙関係費 50,000円</p> <p>(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 123,200円</p> <p> a 機関紙誌の発行事業費 123,200円</p> <p>合 計 1,188,789円</p> <p>政治団体の名称 飯干辰己後援会 報告年月日 平成26年4月3日 (平成25年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p> ア 前年繰越額 0円</p> <p> イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 神野源生後援会 報告年月日 平成26年2月17日 (平成25年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p> ア 前年繰越額 0円</p> <p> イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p> <p>報告年月日 平成26年4月4日 (平成26年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p> ア 前年繰越額 0円</p> <p> イ 本年収入額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p>												
谷口義幸	200,000円	宮崎県日南市																							
小 計	200,000円																								
県南を元気にする会	940,000円	宮崎県日南市																							
小 計	940,000円																								
<p>宮崎県選挙管理委員会告示第32号</p> <p>政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の指定取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p style="text-align: center;">平成26年5月29日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊</p>																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">届出者</th> <th style="width: 15%;">公職の種類</th> <th style="width: 15%;">資金管理団体の名称</th> <th style="width: 20%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 15%;">代表者の氏名</th> <th style="width: 20%;">届出年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外園 三千男</td> <td>えびの市議会議員</td> <td>外園三千男後援会</td> <td>えびの市大字原田1395-3</td> <td>外園 三千男</td> <td>平成26年3月24日</td> </tr> <tr> <td>堀川 容 佑</td> <td>高千穂町議会議員</td> <td>堀川ようすけ後援会</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字田原120番地</td> <td>堀川 容 佑</td> <td>平成26年3月25日</td> </tr> <tr> <td>谷 口 義 幸</td> <td>日南市長</td> <td>県南を元気にする会</td> <td>日南市中央通2丁目9-10</td> <td>谷 口 義 幸</td> <td>平成26年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>		届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日	外園 三千男	えびの市議会議員	外園三千男後援会	えびの市大字原田1395-3	外園 三千男	平成26年3月24日	堀川 容 佑	高千穂町議会議員	堀川ようすけ後援会	西臼杵郡高千穂町大字田原120番地	堀川 容 佑	平成26年3月25日	谷 口 義 幸	日南市長	県南を元気にする会	日南市中央通2丁目9-10	谷 口 義 幸	平成26年3月31日
届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日																				
外園 三千男	えびの市議会議員	外園三千男後援会	えびの市大字原田1395-3	外園 三千男	平成26年3月24日																				
堀川 容 佑	高千穂町議会議員	堀川ようすけ後援会	西臼杵郡高千穂町大字田原120番地	堀川 容 佑	平成26年3月25日																				
谷 口 義 幸	日南市長	県南を元気にする会	日南市中央通2丁目9-10	谷 口 義 幸	平成26年3月31日																				
<p>宮崎県選挙管理委員会告示第33号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1</p>																									
<p>1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年5月19日現在次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">平成26年5月29日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤 仁 俊</p> <p>選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,499人</p>																									

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,616人

宮崎県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年5月19日現在次のとおりである。

平成26年5月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
西臼杵郡選挙区 6,162人

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 134号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、うなぎをはじめとする内水面における多様な生態系の保全・改善のため、次のとおり指示する。

平成26年5月29日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 指示の内容

下表の区域においては、水産動植物の採捕をしてはならない。

ただし、国の機関又は地方公共団体が、調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助、又はその他の関与を受けている場合を含む。）又は水産多面的機能発揮対策事業に基づきその活動組織がモニタリングのため採捕する場合は、この限りでない。

なお、河川については、河川法（昭和39年法律第 167号）に基づき国土交通大臣又は知事が指定した河川の名称を使用している。

河川名	区域
北川	延岡市北川町長井字新道第3トンネル東口より135度の線から下流可愛トンネル東口より90度の線までの区域（干潟を含む）
友内川	延岡市友内橋から下流友内川水門までの区域（干潟を含む）
塩見川	日向市大瀛橋から下流500メートルまでの区域（干潟を含む）

2 指示の有効期間

平成26年5月29日から平成28年3月31日まで

--	--